

参考文例

遺産分割協議書

被相続人 渋谷太郎
本籍 渋谷区渋谷1-1-1
生年月日 昭和〇〇年〇月〇日
死亡年月日 令和〇〇年〇月〇日

第1上記の者が死亡した事により開始した遺産相続の共同相続人である渋谷一郎、目黒花子は相続財産について次の通り遺産分割の協議を行い、下記の通り分割し、取得する事に合意した。

1. 下記不動産は渋谷一郎が取得する。 (登記簿に記載通りに明記する)

- 1) 渋谷区渋谷1丁目1番1号 宅地200・45平方メートル
- 2) 同所所在家屋 木造瓦葺2階建

2. 下記銀行預金は目黒花子が取得する。 (特定できるように具体的に明記する)

- 1) 渋谷銀渋谷本店 定期預金(口座番号1234567) 1000万円
- 2) 渋谷銀行宇田川支店 普通預金(口座番号9876543) 300万円

3. 本協議書に記載なき資産及び後日判明した遺産については相続人渋谷一郎がこれを取得する。

上記の協議を証するため、本協議書を2通作成して、それぞれに署名、押印し、各自1通保有するものとする。

令和〇〇年〇月〇日

住所 東京都渋谷区渋谷〇丁目〇番〇号
生年月日 昭和〇〇年〇月〇日
相続人 (長男) 渋谷 一郎 印

住所 目黒区目黒谷〇丁目〇番〇号
生年月日 昭和〇〇年〇月〇日
相続人 (長女) 目黒花子 実印
(氏名を自署し、実印を捺印する。)

成年後見、家族信託、任意後見との比較

	成年後見	家族信託	任意後見
効力発動はいつから？	認知症になってから家庭裁判所に申請、後見開始	認知症になる前に信託契約、契約後すぐに信託開始	認知症になる前に公正証書で契約、後見開始は認知症になってから
いつまで	認知症が治るまで（亡くなるまで）	自由に決めることができる	・任意後見契約の解除 ・任意後見人の解任 ・法定後見の開始 ・本人や任意後見受任者の死亡など
誰が	弁護士や司法書士など専門家	信頼できる家族	信頼できる人物（家族に限定されない）
誰のために	ご本人だけのため	ご本人や家族のため	ご本人だけのため
できること	・本人の為の使い方 ・介護施設費用 ・自宅のリフォームなど	【基本的に契約の目的通りの使い方】 ・配偶者の介護施設の費用 ・財産の引き継ぎ方＝遺言 ・実家の売却 ・相続対策（資産活用）など	・預貯金の出し入れ ・不動産、有価証券の管理 ・医療費の支払いや入院などの手続き ・介護サービスや入所の手続きなど
できないこと	・家族のための使い方 ・配偶者の介護施設費用 ・相続税対策 ・財産の引き継ぎ方（△実家の売却）	・信託の目的に反する使い方	・部屋の整理や清掃 ・遺言の作成 ・入院の際に保証人になる ・手術などの同意
費用	申し立て費用のほか、継続的に費用がかかる 【成年後見人の報酬の目安】 ・公正証書作成費用：2～3万円 ・基本報酬：月額2万円 ・管理財産額1,000万円～5,000万円 →月額3～4万円 ・管理財産額5,000万円超 →月額5～6万円 本人の財産から支払われる ※特別の行為をした場合には付加報酬がかかる	基本的に初期費用のみ 【財産額（家+預貯金）5,000万円の場合】 家族信託の設計・コンサルティング業務費用 50万円 信託契約書の作成 15万円 信託する不動産（家）の登記 10万円 合計 75万円	申し立て費用のほか、継続的に費用がかかる (継続費用は後見の審判後から) 【任意後見人の報酬の目安】 ・公正証書作成費用：2～3万円 ・親族の場合は継続費用は無料もOK ・士業の第3者に依頼すると 月額1万～3万円

※成年後見監督人（保佐監督人、補助監督人、任意後見監督人も同様）、任意後見監督人

管理財産額5000万円以下は月額1～2万円、5000万円超は月額2万5000円～3万円

※付加報酬の事例（横浜家裁の記載より）居住用不動産を3000万円で任意売却した場合、約40万円～70万円